

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成30年5月23日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 2件 |
| 厚生年金保険関係 | 2件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700397号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1800005号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成24年3月25日、標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成24年3月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年3月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成24年3月

A社から支払われた請求期間に係る賞与が年金記録に反映されていないので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から社会保険事務を委託されている社会保険労務士から提出された請求者に係る「24年度所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」(以下「賃金台帳」という。)により、請求者は、請求期間において10万円の賞与が支払われ、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者(請求者)が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社の履歴事項全部証明書によると、請求者は、請求期間において同社の取締役就任していることが確認できる。

しかしながら、上記社会保険労務士は、請求者は請求期間において社会保険事務には関与していない旨回答していることから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳により確認できる賞与額及び保険料控除額から10万円とすることが妥当である。

また、請求期間に係る賞与支払年月日については、上記の賃金台帳の記載から、平成24年3月25日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年3月25日の請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対して保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700398号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1800006号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成24年3月25日、標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成24年3月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年3月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成24年3月

A社から支払われた請求期間に係る賞与が年金記録に反映されていないので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から社会保険事務を委託されている社会保険労務士から提出された請求者に係る「24年度所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」(以下「賃金台帳」という。)により、請求者は、請求期間において20万円の賞与が支払われ、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者(請求者)が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社の履歴事項全部証明書によると、請求者は、請求期間において同社の代表取締役就任していることが確認できる。

しかしながら、上記社会保険労務士は、請求者について、東日本大震災から一年後にあたる平成 24 年春の注文増加による業務多忙のため社会保険労務士への連絡を失念し、請求期間に係る賞与支払届が提出されない事態となってしまった旨陳述していることから、請求者は、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳により確認できる賞与額及び保険料控除額から 20 万円とすることが妥当である。

また、請求期間に係る賞与支払年月日については、上記の賃金台帳の記載から、平成 24 年 3 月 25 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 24 年 3 月 25 日の請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対して保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。